



平成29年 5 月12日

各 位

会社名 株式会社 山形 銀行  
代表者名 取締役頭取 長谷川 吉茂  
(コード番号 8344 東証第一部)  
問合せ先 取締役総合企画部長 小 屋 寛  
(TEL. 023-623-1221)

### 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更に関するお知らせ

当行は、平成29年 5 月12日開催の取締役会において、平成29年 6 月23日開催予定の第205期定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

全国証券取引所が、全ての国内上場会社の単元株式数(売買単位)を100株に統一する期限を平成30年10月 1 日に定めましたことから、これに対応するものです。

##### (2) 変更の内容

普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

##### (3) 変更予定日

平成29年10月 1 日

##### (4) 変更の条件

平成29年 6 月23日開催予定の第205期定時株主総会において、後記「2. 株式併合」および「3. 定款一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」のとおり単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準(5万円以上50万円未満)に調整することを目的として、当行株式5株を1株に併合するものであります。

##### (2) 併合の内容

###### ① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・比率

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主さまの所有株式数を基準に、5株につき1株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	170,000,000株
株式併合により減少する株式数	136,000,000株
株式併合後の発行済株式総数	34,000,000株

（注） 「株式併合により減少する株式数」 および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

④ 併合による影響

株式併合により、普通株式に係る発行済株式総数は5分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、普通株式1株当たり純資産額は5倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当行株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主さまに対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日（併合前）現在の当行株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

項目	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	8,088名（100.0%）	170,000,000株（100.0%）
5株未満所有株主	170名（2.1%）	226株（0.0%）
5株以上所有株主	7,918名（97.9%）	169,999,774株（100.0%）

（注） 上記の株主構成を前提として、株式併合を行った場合、5株未満の株式のみご所有の株主さま170名（所有株式数の合計226株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当行の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、発行可能株式総数の適正化を図るため、効力発生日（平成29年10月1日）をもって、株式併合の割合と同じ割合（5分の1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	変更後の発行可能株式総数 （平成29年10月1日付）
2億9,835万株	5,967万株

(6) 併合の条件

平成29年6月23日開催予定の第205期定時株主総会において、本株式併合に係る議案および定款変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款一部変更

(1) 定款変更の目的

前記「2. 株式併合 (1) 併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を1,000株から100株に変更するため現行定款第7条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則第1条を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 2億9,835万株とする。	第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 5,967万株とする。
(単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新 設)	<u>(附則)</u> <u>第1条 第6条（発行可能株式総数）および第7条（単元株式数）の変更は、平成29年10月1日をもって効力を生じるものとし、同日をもって本附則を削除する。</u>

4. 単元株式数の変更、株式併合および定款一部変更の日程

- ・平成29年5月12日 取締役会決議日
- ・平成29年6月23日（予定） 定時株主総会開催日
- ・平成29年9月26日（予定） 現在の単元株式数（1,000株）での売買最終日
- ・平成29年9月27日（予定） 売買単位が1,000株から100株に変更  
株価に株式併合の効果が反映
- ・平成29年10月1日（予定） 定款変更の効力発生日  
株式併合と単元株式数の変更の効力発生日

前頁のとおり、単元株式数の変更および株式併合に係る効力発生日は、平成29年10月1日を予定しておりますが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成29年9月27日をもって、東京証券取引所における当行株式の売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

以 上

(ご参考)

## 単元株式数の変更および株式併合に関するQ & A

### Q 1. 単元株式数の変更とはどのような意味ですか。

A 1. 単元株式数とは、会社法によって定められ、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数です。現在の当行の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株とすることを予定しております。

### Q 2. 株式併合とはどのような意味ですか。

A 2. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とするものです。当行においては、5株を1株とする株式併合を行うことを予定しております。

### Q 3. 単元株式数の変更と株式併合を実施する理由を教えてください。

A 3. 全国の証券取引所では、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目的に、全ての国内上場会社の普通株式の単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目指しており、平成27年12月17日には「売買単位の100株への移行期限の決定について」が公表され、100株に統一する期限を平成30年10月1日とすることが決定いたしました。このため、当行は東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し1年前倒しで対応するものです。

また、全国の証券取引所では望ましいとする投資単位の水準を5万円以上50万円未満と定めています。

当行が単元株式数の変更のみを実施した場合、現状の株価水準においては当該水準から外れる可能性が高いことから、同時に株式併合(5株を1株に併合)を実施し、当行株式の投資単位を適切な水準に調整するものです。

### Q 4. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 4. 株式併合の前後で、会社の資産や資本の状況は変わりませんので、今回の株式併合により株主さまのご所有株式数が5分の1となりますが、1株当たりの資産価値は5倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主さまが所有する当行株式の資産価値に変動はありません。

### Q 5. 投資単位はどうなるのですか。

A 5. 単元株式数の変更と株式併合を同時に行いますので、5株を1株に併合したうえで、単元株式数は1,000株から100株に変更されます。併合後の理論上の株価は併合前の5倍となりますので、投資単位は現在の2分の1となります。

【効力発生前後での投資単位イメージ】

(効力発生前の当行株価を500円と仮定。株式市場の変動等の他要因を除く)

効力発生前			⇒	効力発生後		
①単元 株式数	②株価	投資単位 (①×②)		③単元 株式数	④理論上の 株価	投資単位 (③×④)
1,000株	500円	500,000円		100株	2,500円	250,000円

**Q 6. 株主の所有株式や議決権はどうなるのですか。**

A 6. 株主さまのご所有株式数は、平成28年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株式数に5分の1を乗じた株式数（1に満たない端数がある場合、これを切り捨てます。）となります。

株式併合によって各株主さまの所有株式数は5分の1となりますが、あわせて単元株式数の1,000株から100株への変更を行うため、各株主さまの議決権数は2倍となります。効力発生前は500株～999株ご所有の株主さまには議決権がありませんでしたが、効力発生後は1個の議決権をお持ちになれます。なお、効力発生前に500株未満ご所有の株主さまは、これまでどおり議決権はございません。

具体的には、単元株式数変更および株式併合の効力発生の前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

項目	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	1,000株	1個	200株	2個	なし
例②	500株	なし	100株	1個	なし
例③	387株	なし	77株	なし	0.4株
例④	3株	なし	なし	なし	0.6株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、例④）全ての端数株式を当行が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。

また、効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主さま（上記、例④）は、株式併合により全てのご所有株式が端数株式となります。株主さまの保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、例③、例④の株主さまは、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

**Q 7. 併合を実施すると、受け取る配当金は減りませんか。**

A 7. ご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（5株を1株に併合）を勘案して、1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてはQ 6に記載のとおり、端数株式処理代金をお支払いさせていただきます。

**Q 8. 具体的なスケジュールを教えてください。**

A 8. 次のとおり予定しております。

平成29年6月23日	定時株主総会開催日
平成29年9月26日	現在の単元株式数1,000株単位での売買最終日
平成29年9月27日	売買単位が1,000株から100株に変更されます。 株価に株式併合の効果が反映されます。
平成29年10月1日	株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

**Q 9. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。**

A 9. 特に必要なお手続きはございません。

なお、Q 6に記載のとおり、5株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、端数が生じた株主さまに対し、その代金を端数の割合に応じてお支払いさせていただきます。なお、株式併合前のご所有株式数が5株未満の株主さまは、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。

※ 株主名簿管理人（お問い合わせ先）

三菱UFJ信託銀行株式会社

証券代行部

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号

TEL 0120-232-711（フリーダイヤル）

受付時間 平日9:00～17:00

以 上